

## 大田区空家等対策計画主な改定内容

### 主な改定内容（令和3年7月改定）

#### （1）空家等に関する課題の整理（P13）

平成28年8月から設置している「空家総合相談窓口」に寄せられた相談事例、平成29年に実施した「空家等の所有者等への意向調査」の結果から明らかとなった課題を整理し、解決に向けた対応策を整備します。

#### （2）相談体制の充実（P15～17）

「空家総合相談窓口」、「空家総合相談会」、「空家等に関する問題の啓発セミナー」など、関係団体・機関と協力連携を強化し、相談体制の一層の充実を図ります。

#### （3）助成制度や関連事業の普及啓発（P20～21、P23～25）

空家等の維持管理や利活用を促すため、既存の助成制度や「大田区空家等地域貢献活用事業」などの一層の普及啓発を推進します。

#### （4）管理不全な空家等に対する緊急安全措置（P21）

周辺環境に影響を及ぼしている管理不全な空家等に対し、区が最低限必要な措置を講ずる体制を整えます。

#### （5）空家等の発生又は増加の予防（P35）

少子高齢化の進行や単身高齢世帯の増加を踏まえ、福祉をはじめとする関係部署と連携しながら空家等の発生又は増加を予防する取組みを進めます。